

長崎市公共施設マネジメント 地区別計画



平成 31 年 2 月
長 崎 市

目次

地区別計画とは	1
1 地区別計画の位置づけ	2
2 施設配置の考え方.....	3
3 地区分けの考え方.....	7
4 計画期間	8
5 公共施設を見直すときのポイント（7つの視点）	9
6 市民対話の実施.....	10

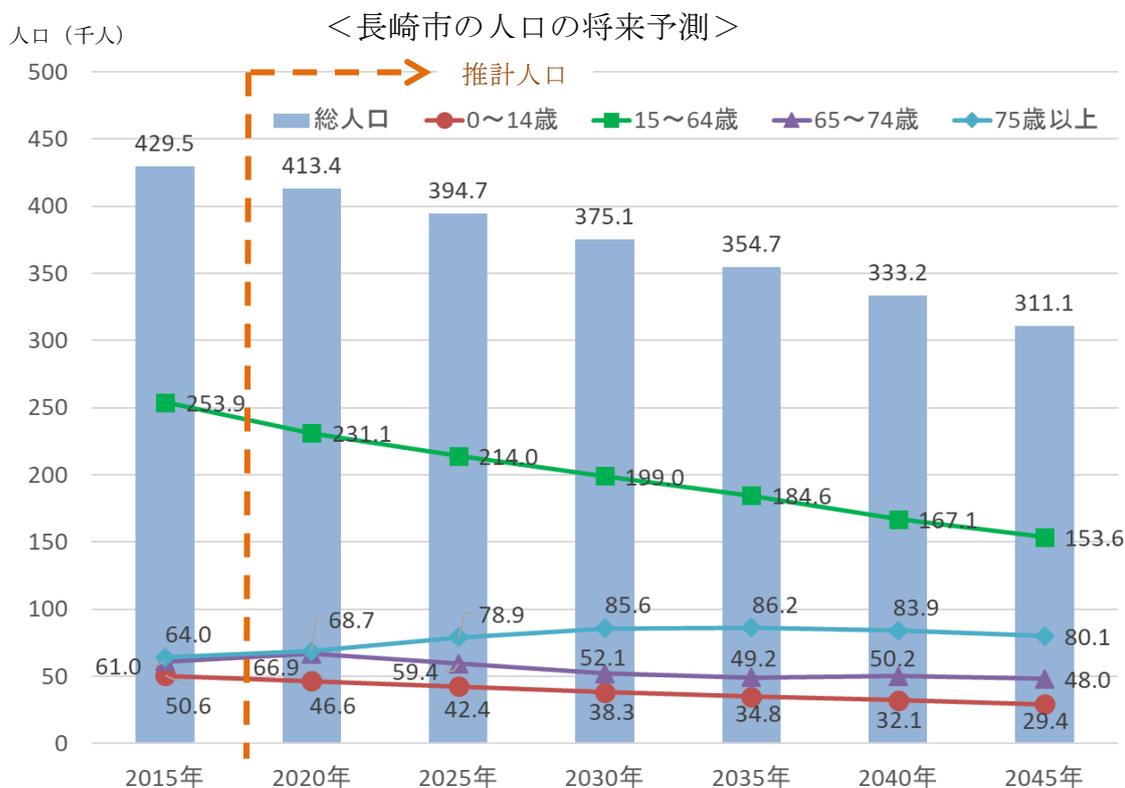
地区別計画とは

この長崎市公共施設マネジメント地区別計画（以下、「地区別計画」という）は、中長期的な視点での公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指し、公共施設マネジメントの実施計画として、将来の長崎のまちの姿をふまえた行政サービスと、それを提供する拠点の配置についての全市的な考え方のもと、市域をまちの成り立ちや地形、交通網、人口などをもとに17の地区に設定し、地区の事情を考慮しながら、具体的な施設の将来のあり方や見直しの時期について、地区ごとにとりまとめたものです。

地区別計画には、まず「長崎市公共施設の用途別適正化方針」（平成27年2月策定）で取りまとめた、「行政サービス分野ごとの公共施設の将来のあり方」と、将来人口推計を参考にした長崎市の将来の姿を踏まえた、行政サービスの方向性と施設配置についての、長崎市の基本的な考え方を記しています。

次に、個別の施設ごとの現状及び課題を整理したうえで、市民対話で出されたご意見なども参考にしながら、それぞれの施設について、具体的な将来のあり方や見直しの方向性を示しています。

今後は、地区にある施設について、提供している行政サービス、建物の状況（老朽度、耐震性の有無など）、施設の利用状況、施設が設置された経緯や市の施策との整合性などから、課題がある施設について、地域の事情も考慮しながら、優先的に施設のあり方の見直しに取り組んでいくこととしており、今後の施設見直しのロードマップについても記載しています。

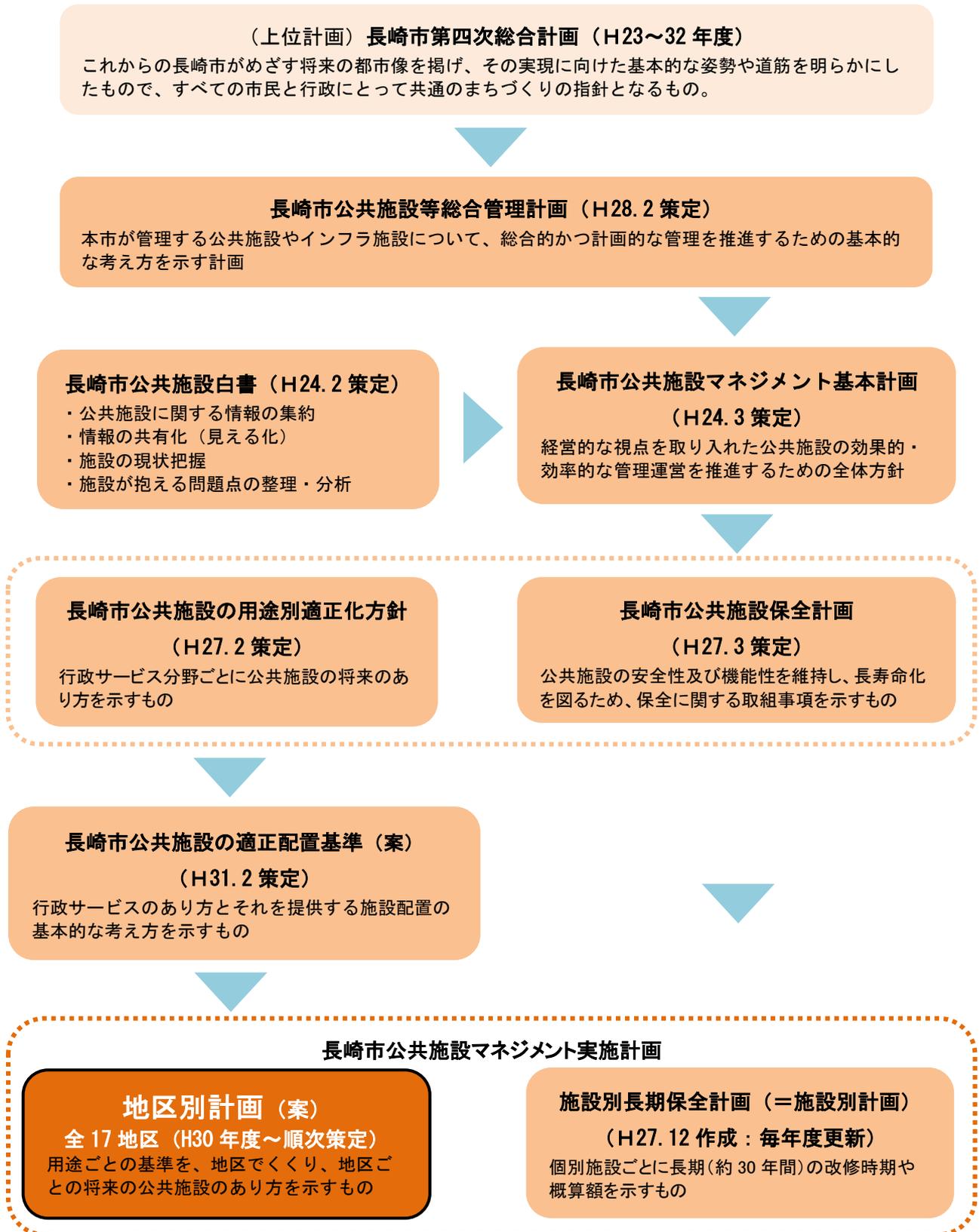


※2015年は国勢調査による実績値

※2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

1 地区別計画の位置づけ

地区別計画は、長崎市の公共施設マネジメントの最上位計画である「長崎市公共施設等総合管理計画」に基づき策定するもので、平成 27 年 2 月に策定した「長崎市公共施設の用途別適正化方針」で示す、行政サービス分野ごとの公共施設の将来の方向性、及び将来の施設配置についての基本的な市の考え方をもとに、地域の事情を考慮し、実施計画として策定するものです。



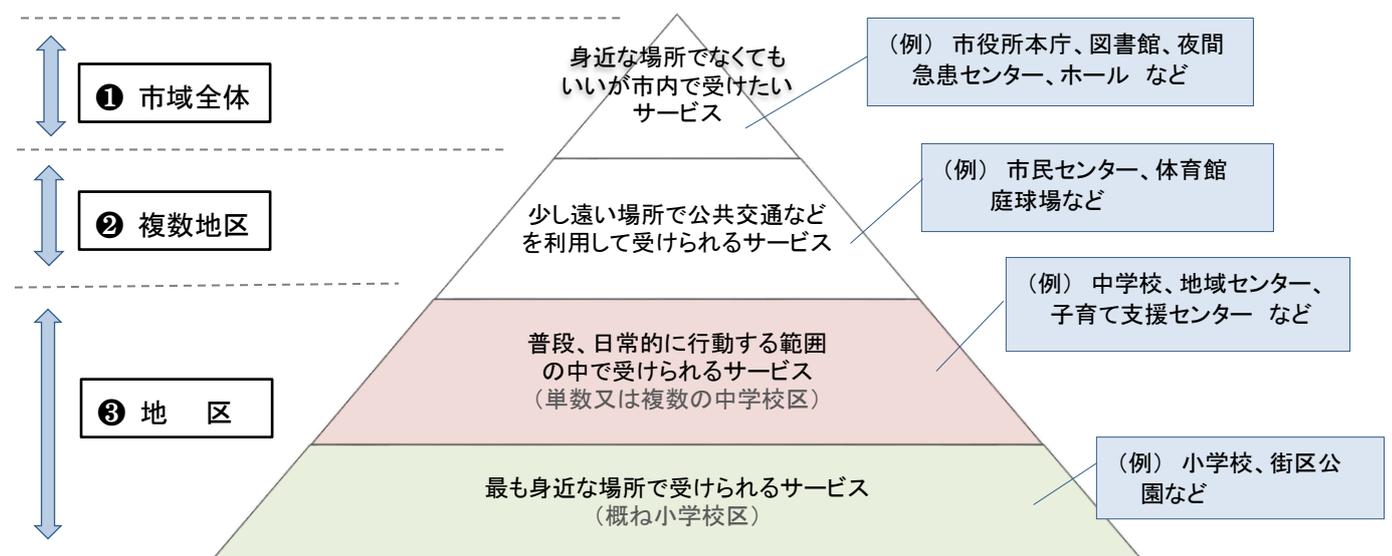
2 施設配置の考え方

長崎市が保有する公共施設を、提供する行政サービスや施設の特性などにより、大きく次の4つに区分します。

- ① **市民利用型施設**：広く市民等の利用を主な目的とする施設
- ② **都市基盤施設**：都市の様々な活動を支えるうえで基盤となる施設
- ③ **産業振興施設**：産業の振興を図ることを目的とする施設
- ④ **公用施設**：市庁舎や消防署など、主に行政事務を執行するうえで必要な施設

そして、それぞれの区分について、サービス圏域を大きく「市域全体」、「複数地区」、「地区」の3層に区分して配置します。

- ① **市域全体** を対象とする施設
市域全体の市民を対象とし、生活に身近な場所でもなくてもよいが、市内で受けたいサービスを提供している施設です。
- ② **複数地区** を対象とする施設
「市域全体」と「地区」の中間で、複数の地区の市民が、生活する場所から少し遠い場所で、公共交通などを利用して受ける行政サービスを提供している施設です。
- ③ **地区** を対象とする施設
普段、日常的に行動する範囲の中で受けたい行政サービスや、最も身近な場所で受けたい行政サービスを提供している施設で、地区の市民が主に利用する施設です。このほか、地理的な条件などから、民間でのサービスが及んでいない特定の地区に配置する施設もあります。



※ 地区によっては、民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために配置する施設もあります (特定の地区)

これらの考え方により、施設の配置場所の考え方と行政サービス（機能）を整理すると、次のページの表のようになります。

大分類	サービス圏域	配置場所の考え方	用途	行政サービス(機能)		
市民利用型施設	市域全体	市域全体を対象として都心部及び都心周辺部に配置	1-ア 市民活動等施設	交流(NPOや市民活動団体の交流、男女共同参画社会の推進)		
			1-イ コミュニティ活動施設①	市域全体を対象とした生涯学習の場や活動の場、避難所 ※公共交通を利用してアクセス可能な複数地区及び中学校区に配置する施設を兼ねる。		
			4-イ 保育所・幼稚園①	教育・保育(認定こども園)		
			5-ア 母子生活支援施設	母子生活支援		
			5-イ 子育て関連施設①	子育て支援(中核的子育て支援センター、こどもの学び・交流・遊び)		
			6-ア 障害者支援施設	障害者支援		
			7-ア 保健施設①	医療(初期救急・休日や夜間の軽症患者への対応)		
			7-ア 保健施設②	原爆被爆者健診		
			9-ア 図書館	図書・資料の収集・保存および貸出		
			9-イ 博物館等①	歴史・文化		
			9-ウ ホール型施設	芸術文化活動、コンベンション		
			2-イ スポーツ施設①	スポーツ(大規模大会利用、市内大会・競技練習等)		
			4-ア 学校	教育(高校)		
			7-ウ 火葬場	火葬		
			9-イ 博物館等②	学習(科学)		
	市域全体	広大な敷地や大規模な床面積を要する施設で都心部及び都心周辺部への配置が困難な場合、例外として機能確保を優先して配置	1-ウ 自主学習・研修施設	自主学習・研修		
			2-ア 公園施設①	レクリエーション、憩い		
			2-ウ レクリエーション施設	レクリエーション、レジャー		
			7-エ 墓地等	墓地		
			8-イ 商業振興施設	小売		
			9-イ 博物館等③	学習(歴史・文化)		
			10-ア 文化財	文化財保護、観光		
			10-イ 観光施設	観光		
			10-ウ 平和施設	平和学習、観光		
			10-エ 市営宿泊施設	宿泊		
			3-イ 養護老人ホーム	高齢者福祉		
			地区	民間代替によるサービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置	1-イ コミュニティ活動施設②	中学校区を超えた規模の生涯学習の場や活動の場、避難所 ※中学校区に配置する施設を兼ねる。
					2-イ スポーツ施設②	スポーツ(複数地区の市民を対象としたレクリエーションや競技スポーツの練習)※地区施設を兼ねる。
					2-ア 公園施設②	レクリエーション、憩い、軽スポーツ
					2-イ スポーツ施設③	スポーツ(地区のレクリエーションや競技スポーツの練習)
	4-ア 学校	教育(中学校)、避難所、スポーツ(地区のレクリエーションや競技スポーツの練習)				
	5-イ 子育て関連施設②	子育て支援(子育て相談・保護者間の交流)				
	1-イ コミュニティ活動施設③	広いスペースや特定の設備が必要な、多数の人数が見込まれる生涯学習の場や活動の場、話し合いの場、居場所、避難所 ※概ね中学校区に配置し、小学校区に配置する施設を兼ねる。				
	地区	身近なところで、普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に配置(単数あるいは複数の中学校区を組み合わせた範囲)			1-イ コミュニティ活動施設④	話し合いの場、活動の場、生涯学習の場、居場所、避難所 ※概ね小学校区に配置する。
					2-ア 公園施設②	レクリエーション、憩い、軽スポーツ
					4-ア 学校	教育(小学校)、避難所、スポーツ(地区のレクリエーション)
	地区(特定地区)	市民に最も身近な範囲でサービスを提供することができる場所に配置(概ね小学校区)			4-エ 放課後児童クラブ	放課後の子どもの居場所
					4-イ 保育所・幼稚園②	保育、幼児教育
					7-ア 保健施設③	医療(離島・へき地)
	地区(特定地区)	民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置			7-イ 健康増進・入浴施設	入浴
8-イ 商業振興施設					小売	
11-ア ながさき暮らし体験施設			移住体験			
地区(特定地区)	自然環境(ながさき暮らし体験)及び民間不動産市場の状況を考慮して、特定地区に配置					
都市基盤施設	市域全体	広大な敷地や大規模な床面積を要する施設であり、高速道路や幹線道路へのアクセスが良い場所に配置	8-ア 流通拠点施設	流通		
			12-ア 港湾施設	港湾(航路利用)		
			12-イ ごみ処理施設	ごみ処理		
	地区(特定地区)	広大な敷地や大規模な床面積を要する施設であり、市街地の広がり、輸送効率性等を踏まえ、周辺環境に配慮して配置	12-ウ 排水等処理施設	排水等処理		
			12-エ 市営住宅	住居		
			12-オ 市営駐車場	交通(交通渋滞緩和)		
地区(特定地区)	立地適正化計画区域内は居住誘導区域。その他の地域は、地域コミュニティが維持できるよう、住宅需要や民間の動向を踏まえて配置	12-ウ 排水等処理施設	排水等処理			
地区(特定地区)	都市機能や交通機能など、今後の周辺環境の変化に応じて都心部を中心に配置					
産業振興施設	市域全体	地域の特性(自然環境や歴史的背景を考慮)から、特定のエリアに配置	8-ウ 水産業振興施設	水産振興		
			8-エ 農業振興施設	農業振興、レクリエーション		
公用施設	市域全体	市域全体を対象として都心部及び都心周辺部に配置	13-ア 本庁舎・地域センター等①	行政手続き・相談(事業者の許認可)		
			4-オ 学校給食施設	学校給食		
			13-ア 本庁舎・地域センター等②	行政手続き・相談、まちづくり活動の支援(職員の拠点)		
	地区	身近なところで、普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に配置(単数あるいは複数の中学校区を組み合わせた範囲)	13-ウ 消防施設①	消防・防災(常備消防庁舎)		
			13-ア 本庁舎・地域センター等③	行政手続き・相談、まちづくり活動の支援(窓口)		
			13-ウ 消防施設②	消防・防災(消防団員の拠点)		
	地区(特定地区)	職務上の必要性と民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置	13-エ 職員住宅	宿舎		
	地区(特定地区)	職務上の必要性と民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置				
地区(特定地区)	施設の特殊性や、サービスの機動性確保のため、本庁舎から分散して配置					
		13-イ その他事務所	行政事務を執行するうえで必要な機能			

※用途のあとに記載している丸数字は、同じ用途でも機能が異なる場合に、区別するために記載しています

市民の皆さんが生活で必要とするサービスは、市の公共施設に限らず、国や県、民間も含めて、さまざまな主体から提供されています。また、そのサービスは、日常生活と関係が深く、暮らしに身近なところで受けてほしいものもあれば、利用の頻度やサービスの内容などから、市内で受けられればニーズを満たせるものもあります。

暮らしと関係が深いサービスの提供拠点

暮らしに必要なサービス	市民のニーズ(例)	地区	
		もっとも身近な場所で受けられるサービス	普段、日常的に行動する範囲の中で受けられるサービス
		概ね小学校区	単数または複数の中学校区
コミュニティ活動	○地域活動や多世代での交流をしたい ○自治会活動・地域コミュニティ活動をしたい	● ● ふれあいセンター、地区公民館、自治会集会所など	● ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
文化活動	○文化活動をしたい ○発表会や作品展を開催したい ○文化公演や展示を鑑賞したい	● ● ふれあいセンター、地区公民館、自治会集会所など	● ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
生涯学習	○生涯学習の活動をしたい ○図書を読みたい、借りたい ○講座や催しに参加したい	● ● ふれあいセンター、地区公民館、自治会集会所など	● ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
運動・スポーツ・レクリエーション	○運動やスポーツ、レクリエーション活動をしたい ○スポーツを見たい ○自然と触れ合いたい ○憩いの場が欲しい	● 小学校の体育館、ふれあいセンターの軽スポーツ室、街区公園など	● 中学校の体育館・運動場・武道場、地区公園・近隣公園・グラウンドなど
子育て・教育	○教育を受けたい、受けさせたい ○保育・幼児教育を受けさせたい ○就労時などに子どもを預けたい ○子どもたちを安全な遊び場や居場所で過ごさせたい ○育児の悩み相談や保護者同士の交流をしたい	● ● 小学校、放課後児童クラブ、認定こども園、保育所など	● 中学校、子育て支援センターなど
買い物	○食料品や日用品などを購入したい	● 地域の商店、コンビニエンスストアなど	● 地域の商店街、スーパーマーケットなど
公共交通	○移動のために公共交通を利用したい	● バス停	
保健・医療	○医療サービスを受けたい	● 民間医院・診療所	
介護	○居宅介護支援や訪問介護サービスを受けたい		● 居宅・地域密着型サービス事業所(通所・小規模多機能など)
住まい	○住まいを確保したい	● 民間の賃貸住宅	
行政手続き・相談	○各種届出・手続(転出届、出生届等)をしたい ○各種証明書(住民票、納税証明等)を取得したい ○生活やまちづくりなどについての相談をしたい ○事業の許認可の手続をしたい		● 地域センター
消防・救急・防災・防犯	○消防・救命・救急サービスを受けたい ○災害発生時などに安全な場所に避難したい ○地域の防災活動に参加したい ○犯罪が少ないまちにしたい ○安全に暮らしたい	● 避難所、消防団格納庫	● 交番・駐在所

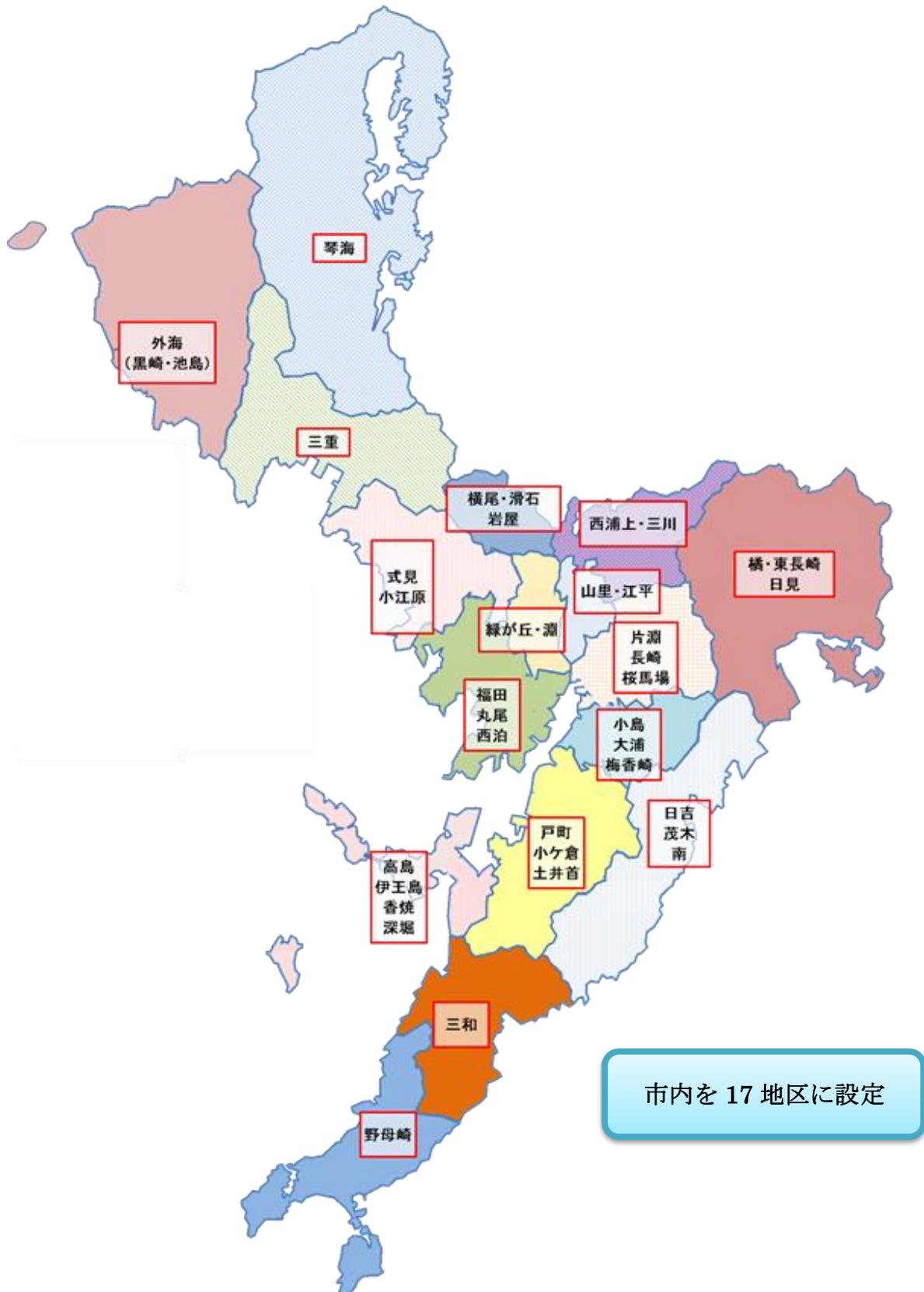
そこで、暮らしと関係が深いサービスについて、身近なところで利用できるのはどんなサービスか、どんなサービスは離れたところで受けることになるのか、長崎市の公共施設のほか、国・県や民間から提供されるものも含めてまとめてみました。

※ 丸印の色の違いは、サービスの提供主体を示しています。(●:市、●:国・県、●:民間) 下段は、具体的な施設の一例です。丸印の大きさは、施設の規模の一般的な傾向をイメージしています。

複数地区	市域全体	その他
少し遠い場所で公共交通などを利用して受けられるサービス	身近な場所でなくてもいいが市内で受けたいサービス	
身近な日常行動圏を超えるが、公共交通などを使って利用できる場所	都心部など利便性のいい場所、サービス目的を達成できる場所	
●	●	
市民センターなど	中央公民館、北公民館	
●	● ● ●	
市民センターなど	ブリックホール、県立美術館、民間ホールなど	
●	● ● ●	
市民センターなど	市立図書館、歴史文化博物館、民間カルチャーセンターなど	
● ●	● ● ●	
体育館、庭球場、温水プール、市民センターの多目的ホール、民間スポーツクラブなど	総合運動公園、市民総合プール、日吉自然の家、県営野球場、民間体育館など	
●	● ● ●	
病児・病後児保育施設	高校、大学、専修学校、中核的子育て支援センターなど	
●	●	● (民間のサービスが及んでいない特定の地区)
大規模店舗	大規模店舗、中心商店街、百貨店	高島公設市場、市設池島総合食料品小売センター
	● ● ●	
	船客ターミナル、バスターミナル、JR長崎駅など	
●	● ● ●	● (民間のサービスが及んでいない特定の地区)
民間病院	夜間急患センター、長崎みなとメディカルセンター、長崎大学病院、民間病院	高島国民健康保険診療所、池島診療所など
●		
施設サービス事業所(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など)		
		● ● (居住誘導区域・特定地区)
		市営住宅、県営住宅
●	● ●	
総合事務所	市役所本庁、国・県の機関など	
● ●	●	
消防署・消防出張所、警察署	消防局	

3 地区分けの考え方

市民が身近に利用する日常生活圏域を中心に考え、まちの成り立ち、地形、交通網から範囲を検討し、加えて人口規模の状況などを考慮し、市内を17地区に分けて設定しました。地区ごとに地区別計画を策定することにより、地域の実情に合わせて、市民が生活する視点（くらしの視点）で公共施設を適正な場所に配置することができます。



<適正な配置を行う場合の検討内容の例>

- ◇ 防災面を考慮した、安全な場所への配置
- ◇ 交通網やこれからの地域の中の中心地など、行政サービスに応じて、通いやすさを考慮した配置
- ◇ 地域の実情に応じた、施設の複合化
- ◇ 集約化・複合化で生じた跡地活用については、地域の特色に合わせた活用の検討
- ◇ 島しょ部など、民間サービスが不足している地域での行政サービスの提供方法の検討

4 計画期間

計画期間については、平成 28 年 2 月に策定した「長崎市公共施設等総合管理計画」の計画期間に合わせて 2029 年度までとします。

この地区別計画では、計画期間を前期（2022 年度まで）、後期（2023～2029 年度）、次期計画期間（2030 年度以降）の 3 期に分けて取り組んでいきます。

なお、次期計画期間の 2030 年度以降については、その時点の人口動態や社会情勢などを見据えながら次期計画を策定していきます。

前期
～2022年度

後期
2023～2029年度

次期計画期間
2030年度以降



1 施設配置の基本的な考え方

将来の長崎の姿（まちの姿や将来人口推計）を踏まえた行政サービスの方向性と、施設配置についての市の基本的な考え方を記載しています。

2 現状及び課題

地区内の個別の公共施設の概要や抱えている課題等を記載しています。また、市民対話で出された主なご意見等を記載しています。

3 施設のあり方や見直しの方向性

公共施設の用途ごとの施設配置の基本的な考え方に地区の事情を考慮し検討した、個別施設の将来のあり方、見直しの方向性、見直しの手法などについて記載しています。

4 ロードマップ

見直しに取り組む時期を記載しています。

5 公共施設を見直すときのポイント（7つの視点）

公共施設の使い方を見直すときには、以下のような7つの視点で考えて、早めに見直すべき施設を選び出していきます。

① 建築経過年数と老朽化の状況

建てられてからの年数と修理の状況などから、安全なまだ使える建物であるかどうか判断し、使い続ける施設と廃止していく施設にきちんと分けて、大規模改修や建替えに適切に対応していきます。使い続ける施設は計画的な予防保全等により建物の長寿命化を図るとともに、市民が安全で安心して利用できる公共施設サービスを提供することができるようにします。



② 建物の耐震性

多くの市民が利用する施設などについては、耐震性の確保により、市民が安全で安心して使用することができる公共施設に向けた保全・整備を図る必要があります。

耐震性能が低いと判断されたものについては、耐震化を実施していく必要がありますが、耐震化工事は、耐震性能を高めるための工事であり、建築物の寿命が延びるわけではないため、費用対効果等を考慮し、建替えのほか他の施設の活用も視野に入れて検討する必要があります。



③ 利用状況

人口減少・少子高齢化を踏まえ、市民ニーズの変化に対応した行政サービスの提供や公共施設のあり方を検討する必要があります。

同じような使い方をしている施設と比べて利用の少ない施設は、“ゆずりあいと工夫”で、利用されていない時間帯の他用途や多目的での利用により施設の利用率を高めるなど、弾力的な運用について検討します。利用が極端に少ない施設は、他の行政サービスとの複合化や統廃合、他施設への機能移転などを検討します。



④ 未利用資産の状況

使われていない部屋などの余剰スペースや未利用施設などは、庁内間の横断的な調整により、これまで以上に効率的に使用し、過不足の解消に努めます。今後も利用が見込めない場合は、余剰スペースの貸付の促進や未利用資産の売却・貸付の促進など、遊休資産の解消に積極的に取り組みます。



⑤バリアフリーの状況



高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で安心して、快適に生活できるまちづくりを実現するため、公共施設においてもバリアフリーの視点を持って対応します。

“選択と集中”により、今後も引き続き存続していく施設は、バリアフリーに対応している施設を選択したり、バリアフリーへの改修を行うなど、利用者に配慮した施設性能の向上に努めます。

バリアフリーに対応しているか



⑥周辺の類似施設



将来に大きな財政負担を残さないかたちで、施設を維持更新していくために、人口減少にあわせて施設保有量を縮減し、量の最適化を図ることにより、次世代に継承可能な施設保有を目指します。そのため、地区内の施設の状況から、同じような使われ方をしている建物が近くにある場合は、地域の人口規模や動向、施設の利用状況や利用方法を考慮し、必要なサービス機能を確保しつつ、施設の統廃合などを検討します。

同じような使われかたをしている建物が
ないか



⑦コスト状況



修理や施設の運営に多くの費用がかかっている施設は、財政運営上、大きな負担となることが予想されるため、施設の維持管理や運営の効率化を図り、コスト削減を図る必要があります。

利用状況が低く、将来的にも需要が少ないと推測される施設等については、管理方法を見直すなど、限られた資源を効果的に使用していくことができる方法への改善を目指します。

修繕などに費用が掛かりすぎ
ていないか



6 市民対話の実施

人口が減少し少子高齢化が進んでも、暮らしやすいまちであり続けるため、公共施設のあり方・使い方について、地域住民と行政と一緒に考える場として、「市民対話」を実施します。

地域に必要な機能（行政サービス）の確保を第一に、地域の賑わいや活力あるまちづくりにつながる施設の集約化、多世代交流の促進を生み出す複合化・多機能化など、公共施設の見直しについて様々な意見を出してもらい、それを参考としながら、地区別計画の策定を行っていきます。

市民対話は、地区別計画を策定する 17 地区でそれぞれ開催します。